

労働基準広報 2018 No.1975

11/1

CONTENTS

特集 労働者の心身の状態の情報取扱い指針の内容 ——— 6

安衛法令に事業者が直接取扱う規定ない情報は労働者本人の同意得る必要が

厚生労働省は、9月7日、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を公表した。同指針は、労働者の心身の状態の情報の取扱いに関する原則、事業者が策定すべき取扱規定の策定・運用、本人同意の取得、労不利益取扱いの防止、情報の適正管理などについてとりまとめたもの。労働安全衛生法令に事業者が直接取り扱うことと規定されていない情報については、あらかじめ労働者本人の同意を得ることや取扱規程の策定・運用が必要であるとされている。

(編集部)

● 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ——— 16

〈第51回〉副業・兼業の諸問題

副業・兼業推進に向けたガイドラインやモデル就業規則が策定

(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

● 知れば得する社会保険 ——— 32

第10回「任意継続被保険者」

被保険者資格喪失日の前日まで継続して2カ月の被保険者期間ある75歳未満の者

(編集部)

● 企業税務講座 ——— 38

第95回 災害と税務

災害によりやむを得ない事情があれば申告期限が延長されるなど

(弁護士・橋森正樹)

● NEWS ——— 1

(厚労省・改正労基法の施行に関する行政通達を发出)特別条項適用する手続は月ごとに必ず行う/ (厚労省・来春新卒者の求人状況)高卒の求人数は前年同期比13.7%増の約43万人/ (29年度の新卒者の内定取消状況)22事業所で73人が取り消され、3事業所名を公表/ ほか

● 労務資料/平成29年度 雇用均等基本調査結果③ ——— 44

育休取得率は女性83.2%、男性5.14%

～事業所調査～

(厚生労働省調べ)

● 本誌読者アンケート — 15 ● 連載 労働スクランブル③④ (労働評論家・飯田康夫) — 42 ● わたしの監督雑感 愛知・刈谷労働基準監督署長 寺部重宏 — 54 ● 編集室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(15ページ)

労務相談室

回答者

解雇・退職 [面接時等に健康状態の申告なし] 退職を促すことは	48	弁護士・加島幸法
労働基準法 [改正法の36協定の「対象期間」と「有効期間」] 法的な違いは	50	弁護士・平田健二
社会保険 [在宅で勤務する労働者] 社会保険や雇用保険の適用は	52	特定社労士・藤岡衣里子

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内